

新型コロナウイルス影響事業者緊急支援事業 質疑応答集

1 対象者

Q 1 中小事業者とは何か。

A 1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、個人事業主を含みます。具体的な要件は業種ごとに異なりますが、例えば、小売業であれば「資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人」となります。

なお、中小企業支援法施行令第1条に定める中小企業者も含みます。

中小企業基本法

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

中小企業支援法施行令

第一条 中小企業支援法（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は 出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

Q 2 広島市内の事業者と市外の事業者はどのように判断するのか。

A 2 登記簿上の本社又は主たる事業所の位置を基準とします。

Q 3 対象となる団体又はグループに、大企業を含めることは可能か。

A 3 中小事業者と大企業の店舗が混在することも想定されるため、大企業が参加することでより中小事業者への支援効果が高まるなど、必要性が認められれば事業者に大企業を含めることは可能です。ただし、その場合であっても中小企業者は3者以上含まれている必要があります。

Q 4 対象となる団体又はグループに、広島市外の事業者を含める場合の要件は。

A 4 次の2つの要件を全て満たせば市外の事業者を含めることは可能です。

(1) 市内事業者が全事業者の過半数であること

(2) 市外の事業者が参加することでより市内事業者への支援効果が高まるなど、必要性が認められること

Q 5 対象となる営業箇所に、大企業の営業箇所を含める場合の要件は。

A 5 大企業の営業箇所が参加することでより中小事業者への支援効果が高まるなど、必要性が認められれば大企業の営業箇所を含めることは可能です。

Q 6 対象となる事業所に、市外の営業箇所を含める場合の要件は。

A 6 次の2つの要件を全て満たせば市外の営業箇所を含めることは可能です。

(1) 市内営業箇所が申請対象の全営業箇所の過半数であること

(2) 市外の営業箇所が参加することでより市内営業箇所への支援効果が高まるなど、必要性が認められること

Q 7 1つの団体又はグループが複数申請することは可能か。

A 7 補助対象の偏りを防ぐため、同じ団体又はグループが複数申請することはできません。

Q 8 1つの事業者が複数のプロジェクトに参加することは可能か。

A 8 1つの事業者が複数のプロジェクトに参加する場合の考え方はQ 9、Q 10及びQ 11のとおりです。

Q 9 1つの営業箇所（店舗等）が複数のプロジェクトに参加することはできるか。

A 9 1つの営業箇所（店舗等）が同種のプロジェクトに複数参加することはできません。

例えば、プレミアム付商品券の取組とECサイトの取組など、別種のプロジェクトであれば1つの営業箇所につき2つまで参加することができます。

Q 10 1つの事業者が複数の営業箇所を持っている場合、1つの店舗がプロジェクトに参加していれば、他の店舗は同種のプロジェクトに参加できないのか。

A 10 同種のプロジェクトへの参加は、1つの営業箇所につき1つまでとしており、同一事業者であっても営業箇所が別であれば参加することができます。

Q 11 同一人が経営する複数の法人が3以上集まったとしても対象となるか。親会社と子会社、同

族会社の場合かどうか。

A 1 1 会社法第 2 条に定める親会社とその子会社に当たる場合や、法人の代表者が同一人、配偶者又は二親等以内の親族関係にある場合は、事業者数としては全てをまとめて 1 とみなします。

Q 1 2 対象となる団体又はグループに、非営利の団体を含めることは可能か。

A 1 2 非営利の団体が参加することでより中小事業者への支援効果が高まるなど、必要性が認められれば事業者に非営利の団体を含めることは可能です。ただし、その場合であっても中小企業者は 3 者以上含まれている必要があります。

Q 1 3 採択数はどのくらいを予定しているのか。【非公表】

A 1 3 補助執行予算額（約 4.5 億円）の範囲内で採択を決定します。

Q 1 4 事業の規模は採択結果に関係あるのか。

A 1 4 事業の規模は採択基準に含まれず、採択結果に関係しません。

2 対象事業

Q 1 5 どのような事業や業種が対象となるのか。

A 1 5 採択基準（次頁参照）を全て満たす事業であり、業種は限定しません。

例えば、次のような取組が考えられます。また、Q 1 6 も参考にしてください。

- ・ドライブスルー形式の物品販売
- ・オンライン体験観光サービスの提供
- ・デリバリー用の料理を作るための調理施設の共同運営
- ・プレミアム付商品券のオンライン販売
- ・理容店による A I 技術を活用した混雑予報の配信
- ・ドライブイン形式による野外ライブの継続実施のための環境整備
- ・食料品製造業者の製品を小売業者に効率よく適量販売するためのオンライン受発注アプ

リ

の開発

- ・衣服在庫を活用した医療用ガウン等の製造・販売 など

Q 1 6 「困窮している市民の支援につながる工夫」とは、具体的にどのような取組か。

A 1 6 例えば、次のような取組が考えられますが、これらだけでなく、幅広いアイデアを対象とします。

- ・修学旅行に行けなかった生徒にオンライン体験観光サービスを割安で提供
- ・デリバリー用の調理施設で作られた料理を困窮している学生に安く提供
- ・生活難に陥った市民や学生を対象とするプレミアム付商品券の発行
- ・学生や生徒も楽しめる企画を盛り込んだ販促イベントの実施 など

Q 1 7 「困窮している市民の支援につながる工夫」がない事業は補助金の対象とならないのか。

A 1 7 共助の精神の下、団体又はグループで感染拡大の防止を図りながら、事業を維持していくための工夫を伴う新たな取組であれば対象となります。これに、新型コロナウイルス感染症の影響で困窮している方などの支援にもつながる工夫が加わることを期待しています。

Q 1 8 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等の補助金等を受けて実施する事業であっても別の経費であれば対象となるか。

A 1 8 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等の補助金等（持続化補助金、事業再構築補助金、G o T o 商店街事業等）の対象となった経費については本補助金の対象となりません。なお、感染症拡大防止協力支援金、一次支援金、月次支援金等は、この中に含めません。

ただし、それらの補助金を受けた事業であっても、当該経費がその対象となっていない場合は、補助対象経費として申請することができます。

Q 1 9 感染防止対策とはどのようなものか。

A 1 9 密を回避するために、来店時間や来店日を分散させる取組、接触機会を減らすキャッシュレス決済の導入、ECサイトの構築などが考えられますが、これらだけでなく、感染拡大防止につながるアイデアを幅広く対象としています。

Q 2 0 自分のアイデアが補助対象になるか相談したい。

A 2 0 事務局（082-298-0525）までお気軽にお問い合わせください。実現に向けてアドバイスをさせていただきます。

Q 2 1 事業計画の立案に、経営的な視点からの助言がほしい。

A 2 1 広島市中小企業支援センターに相談することができます。

TEL 082-278-8032

開設時間 8時30分～17時15分

（土・日・祝日・休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く）

Q 2 2 事業計画書には、どこまで詳しく書かなければならないのか。

A 2 2 審査は下記採択基準の「2 評価基準」に基づいて行うため、評価基準を満たしていることがわかるように記載してください。

新型コロナウイルス影響事業者緊急支援事業採択基準

1 適否判定基準

- (1) 中小事業者が3以上含まれている団体又はグループであること
- (2) 事業者の過半数が広島市内であること
- (3) 営業箇所の過半数が広島市内であること
- (4) 特定の政党、宗教を利する事業でないこと
- (5) 事業の内容が、資金決済に関する法律、食品衛生法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律及びその他の関係法令に抵触しないこと
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する事業でないこと
- (7) 事業者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、広島県暴力団排除条例の規定による公表が現に行われている者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと

2 評価基準

- (1) 共助の精神に立って、参加事業者の全てに事業効果（関係業務の発注等によるものを除く）が見込める取組であるか
- (2) 広島市内の中小事業者の事業維持を目的の中心としているものであり、市外事業者、大企業又は大企業の営業箇所を含める場合は、その必要性が認められるか
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大の防止が図られているか

- (4) 中小事業者の事業の維持に資するものとして、中小事業者の次年度以降の事業活動にもつながる新しい取組であるか
- (5) 補助対象外経費が含まれないなど、費用額の算出が適当であるか
- (6) 補助金額に対し費用対効果が十分であるか
- (7) その他補助事業として認めるにあたり、大きな支障となる事項はないか

3 対象経費

Q 2 3 補助金の上限額の基準となる数は、事業者数か店舗数か。

A 2 3 店舗、営業所等の営業箇所の数をもとにします。

Q 2 4 補助対象となる経費は何か。

A 2 4 補助対象事業の実施に必要な経費とします。

ただし、参加事業者及び申請団体の基礎的な運営経費（事務所経費等）、人件費、商品の仕入れ等に係る経費等は除きます。

また、補助金の交付決定前の経費及び令和4年3月1日以降の経費は含みません。

Q 2 5 プレミアム付商品券や割引サービスの補助対象額及び補助額の考え方は。

A 2 5 プレミアム付商品券や割引サービスの補助対象額及び補助額の計算方法は次のとおりです。

(1) プレミアム付商品券

① 補助対象額

商品券販売額 × プレミアム率（補助対象の上限は50%）

② 補助額

補助対象額 × 9 / 10（補助率）

(2) 割引サービス

① 補助対象額

通常価格 × 割引率（補助対象の上限は50%）

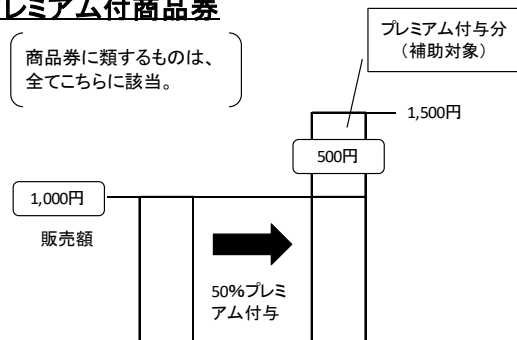
② 補助額

補助対象額 × 9 / 10（補助率）

【例】 プレミアム率・割引率が50%の場合

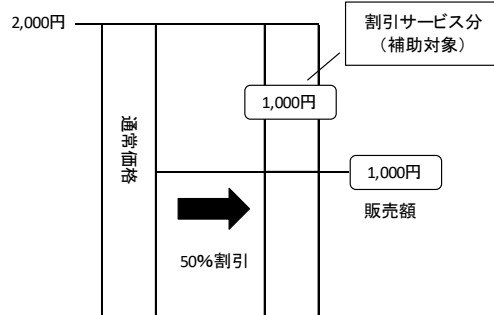
プレミアム付商品券

商品券に類するものは、
全てこちらに該当。



補助額 = 補助対象500円 × 補助率9/10 = 450円

割引サービス



補助額 = 補助対象1,000円 × 補助率9/10 = 900円

Q 2 6 いつからいつまでの経費が補助対象となるのか。

A 2 6 補助金交付決定の日から、令和4年2月28日又は事業完了日のいずれか早い日までの間に納品、請求、支払いの全てが完了したものが対象となります。

4 手続

Q 2 7 申請手続の流れはどのようになるのか。

A 2 7 おおまかな手続は次のとおりです。

- (1) 補助事業申請書を提出
- (2) 審査会を2週間に1回程度の頻度で開催し、各事業の採択・不採択を決定
- (3) 採択された事業について補助金交付申請書を提出
- (4) 補助金の交付を決定
- (5) 口座振込にて補助金を交付

なお、不採択となった事業についても、内容を見直した上で再申請することは可能です。

Q 2 8 申請期間はいつからいつまでか。

A 2 8 令和3年7月26日（月）から令和3年12月17日（金）まで。

予算の範囲内での執行となるため、申請状況等により期間等が変更になる場合があります。

Q 2 9 申請してからどれくらいで結果がわかるのか。いつ補助金が振り込まれるのか。【非公表】

A 2 9 修正等に要する時間を除いた目安としては、次のとおりです。

- (1) 補助事業申請書を提出

提出後約2週間 採択・不採択を決定

→採択された場合、補助金交付申請書を提出

- (2) 補助金交付申請書を提出

提出後約2週間 補助金交付を決定 → 事業を開始することが可能

補助金交付決定後約2週間 補助金を交付（指定口座に振込）

Q 3 0 補助事業採択通知書を受け取ったら事業を開始してもいいのか。

A 3 0 事業開始は補助金交付決定の日からとなり、補助事業採択通知書の受領をもって事業を開始することはできません。なお、補助金交付決定前に準備をしていただくことは可能です。

Q 3 1 補助金交付決定を受けた後、事業内容等が変更となる場合はどうしたらいいか。

A 3 1 交付決定を受けた内容から変更がある場合は速やかに事務局に連絡してください。事業計画の変更にあたる場合は、変更申請が必要となります。また、変更の内容が補助要件を満たさない場合は、決定を取り消すことがあります。

Q 3 2 営業箇所数が増えたら補助金額は増額できるのか。

A 3 2 申請受付期間内であれば、予算の範囲内において、事業計画を再度審査し、増額が認められることがあります。営業箇所数が増えたため補助金額の増額を希望する場合は、変更申請書を提出し、審査を受けてください。

Q 3 3 補助事業申請書（様式第1号）で添付することになっている「その他市長が必要と認める書

類」とは何か。

A 3 3 審査において、事業計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）、団体等の概要書（様式第 4 号）、見積書、同意書兼誓約書（様式第 5 号）だけでは採択又は不採択の判断がつかない場合、追加書類を提出していただくことがあります。該当する申請団体には個別に連絡します。

Q 3 4 団体等の概要書（様式第 4 号）の「(6) 意思決定方法」について、規約等がない場合は、具体的にどのように記載すればよいか。

A 3 4 団体又はグループの全員の意思確認ができており、正当性のある決定方法であることを示していただきます。例えば、全員が参加する会議で決定する、又は原則として代表者に委任されており、突発的な事項が起こった場合には書面で全員の意思確認を行うなどの方法が考えられます。

Q 3 5 営業箇所ごとの書類が必要なのは、同意書兼契約書のみで間違いはないか。

A 3 5 申請等の手続で提出していただくのは、同意書兼契約書のみです。

ただし、補助金の精算時に店舗ごとの記録を作成する必要がある取組も考えられます。例えば、プレミアム付商品券を発行する場合には、精算時には店舗ごとの使用枚数や売上額の記録、店舗がプレミアム分の金額を受領したことがわかる領収書が必要となります。これら追加で必要となる書類については、申請団体に個別にお伝えします。

Q 3 6 事業が採択された後、いつまでに補助金交付申請書を提出すればよいか。

A 3 6 事業を開始できるのは補助金交付決定の日からとなりますので、補助金交付申請書の提出から補助金交付決定までの日数（2 週間程度）を加味した上で、令和 4 年 2 月 2 8 日（月）までに事業が完了できるよう補助金交付申請を行う必要があります。

Q 3 7 申請書類をダウンロードできない場合、どのように申請すればよいか。

A 3 7 事務局（082-298-0525）までお問い合わせください。

Q 3 8 Web 申請のアップロードができないがどうしたらよいか。

A 3 8 事務局（082-298-0525）までお問い合わせください。

Q 3 9 自署が必要な書類も、Web 申請や Eメール申請で送ってよいか。

A 3 9 自署した原本をデータ化（PDF や写真等）したものを提出していただいて結構です。